

福祉業務専門員【相談援助課】（会計年度任用職員）募集要項

項 目	内 容
職名	福祉業務専門員
任用根拠	地方公務員法第22条の2第1項第1号
採用予定人数	若干名
任用期間	任用の日から令和8年3月31日まで ※ 任用開始日は、個別に調整の上決定します。 ※ 任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、4回を上限として公募によらず再度任用される可能性があります。 なお、<u>期間を定めた任用であり、令和8年4月1日以降の任用を保障するものではありません。</u>
勤務職場	東京都八王子児童相談所（東京都八王子市台町三丁目17番30号）
職務内容	児童相談補助業務（以下、業務内容例示） （1） 児童虐待ケースへの初期対応に関わる業務 （2） 児童記録等の入力補佐業務 （3） 関係機関からの照会対応業務 （4） 保護者面接時の児童見守り （5） 児童移送時の送迎付き添い （6） その他、児童福祉司業務に関する補佐業務
応募資格・求められる能力	※（1）から（4）までの全てに該当する者 （1） 児童養護及び児童の健全育成に対する見識があり、児童福祉の促進に熱意のある者 （2） 次のアからオまでのうち、いずれかに該当する者 ア 保育士の資格を有する者 イ 精神保健福祉士・社会福祉士の資格を有する者 ウ 社会福祉施設における実務経験2年以上の者 エ 大学・短期大学の社会福祉系学部を卒業又は見込みの者 オ 社会福祉専門学校の卒業生・卒業見込みの者 （3） 事務処理（Excel、Word等のパソコン操作を含む）について、一定程度の能力を有する者 （4） 災害が発生した場合に災害対応の職務に従事できる者
勤務日数	月16日以内 ※応相談
勤務時間	A班 8時30分から17時15分まで B班 9時00分から17時45分まで 所定勤務時間を超える勤務の有無：有（業務の必要上やむを得ない場合のみ）
休憩時間	12時から13時まで
休暇	（1） 有給 年次有給休暇、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、出産支援休暇、育児参加休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇 （2） 無給 育児時間、子どもの看護休暇、生理休暇、短期の介護休暇、介護休暇、介護時

	間、育児休業、部分休業、妊娠症状対応休暇 ※ 一定の要件を満たす場合、上記休暇等を付与
報酬	日額 12,400円（改定される場合あり） 通勤手当相当額を別途支給（上限7,100円/日） ※ 原則として月の1日から末日までの期間分を翌月の15日に口座振込により支給 ※ 一定の要件を満たす場合、期末手当、勤勉手当を支給 ※ 年度途中で報酬等が増額又は減額改定される場合あり
社会保険	共済組合、厚生年金保険、雇用保険等に参加 （要件を満たした場合）
応募方法	次の応募書類を下記問合せ先に郵送、持参または電子メールにて送付してください。 応募書類は、選考及び採否の連絡等、採用に関する業務のみに使用し、他の目的には使用しません。また、応募書類は返却しませんので、あらかじめ御了承ください。 （１）応募書類 ①会計年度任用職員申込書 ②作文 ・課題「志望動機」 ・字数 800字程度 ③返信用封筒1通（郵送・持参の場合のみ。合否通知等の郵送先住所と氏名を書き、320円切手を貼付してください。） ※ 志望動機欄は必ず御記載ください。（欄内に書ききれない場合は、別紙でも可）。 ※ 希望する勤務日数を〔特記事項・自由意見〕欄に御記入ください。 ※ 連絡先として、日中連絡できる電話番号を電話番号欄に記載してください。 （２）留意事項 ・持参の場合は、申込期限の平日9時から17時まで ・到達確認のお問合せには対応できません。書留等追跡サービスを御利用ください。
選考方法	応募書類が届き次第、順次選考を実施します。 （１）第一次選考（書類選考） （２）第二次選考（面接） ※ 合否結果については、本人宛郵送または電子メールにより通知します。 ※ 電話連絡をさせていただく場合もございます。また、選考経過及び結果に関するお問い合わせには、一切対応できませんので御了承ください。
応募・問い合わせ先	〒193-0931 東京都八王子市台町3-17-30 東京都八王子児童相談所相談管理担当 電話：042-624-1141 メールアドレス：S1143601@section.metro.tokyo.jp ※電子メールで応募される場合の件名は、「会計年度任用職員採用選考応募（福祉業務専門員・相談援助課）」としてください。

○上記勤務条件等については、制度改正に伴い変更となる場合があります。